

## 第5回 近江八幡市多文化共生推進懇話会 会議録

日時 平成20年(2008年)7月2日(水) 13:30～

場所 近江八幡市役所 4階 第1委員会室

### ◇1 開会

※座長挨拶

### ◇2 事務局説明

#### (1) 第4回懇話会について

※会議録の公開について

#### (2) 資料確認等

資料1 指針の項目(案)

資料2 参考文献等

資料3 各グループでの検討事項(目安)

資料4 日本ラチーノ学院訪問報告 ※ワールドアミーゴクラブ

### ◇3 協議

#### I 指針の項目案について

座長

※資料1説明(太線でグループ分けをする)

※資料3説明

※資料2説明

副座長 委員の人数は10名なので、委員が二つ以上ワーキングに関わらないといけませんね。これをやってみたいというのがあれば、申し出てください。

委員 名前が書いてある課の担当者がワーキングに参加するのでしょうか。各課が外国人のことまで把握し切れていないのが現状なので、担当課だけではわからないのではないかと。

委員 国や県の関わる問題が多く、市の関わる問題が少ないのかもしれませんが。

座長 オブザーバーにどういう形で入っていただくのが良いのでしょうか。ワーキングのメンバーなのか、それともヒアリングだけでしょうか。

委員 ヒアリングはどのような段階でやるのでしょうか。私は教育に興味があるので、とりあえず担当課に建前だけでも聞いてみたい。

座長 それぞれのワーキンググループで個別に行うということで良いのではないのでしょうか。例えば医療だとすると医師会などの団体の方に、メンバーに入っていただくのは難しいとしても、こちらから医師会に出向いて話を聞くという形で。

委員 相手方が外国人問題について眼中にない場合もあるので、問題意識を持っている方を選ばないと。

座長 「眼中にない」というのを確認することも意味があるかと思います。

委員 外国人の採用に積極的な企業ならわかりやすい。

委員 平和堂も外国人の採用に積極的です。駅前でも中国人がアルバイトでレジをしています。

委員 労働など、実際に働いている方に話を聞きたいですね。

座長 そうですね。そういう意味では、武庫川ユニオンなど、外国人労働者の支援に力を入れている労働組合に最初に話を聞くと良いかも知れません。

委員 話を聞いて問題点を洗い出すのですか。

委員 企業の建前と労働の実態がかけ離れている場合もあります。

委員 事業所は差別はしないけれど、派遣会社に問題があるということもあります。

委員 1990年代、行政は、まず在留資格を確認して救済するという話があったが1995年くらいから在留資格にかかわらず居る人を救済するという方針が変わった。しかし今でも頭が切り替わっていない人がいる。それと長いスパンでみると10年前までに採用された職員は外国人のために何かをするという概念がないと思う。

座長 各担当課に「こういう問題があるんですけど」と言っても反応がないこともあると思います。それはそれで、一緒に勉強しましょうという形にするしかないと思うので、指針策定のプロセス自体が啓発になるのではないのでしょうか。こういうデータを出してくださいとお願いして、改めて担当課もそのデータを見てみるという状況があると思うので、積極的にやりとりを重ねていくことに意義があると思います。

委員 担当課のヒアリングを繰り返すと、そのうち勉強や準備をし、考え始めることもあります。時間はかかると思いますが。

## II ワーキングの役割分担について

### ※役割分担討議

副座長 スケジュールはどうでしょうか。

座長 指針策定の目標が今年度末なので、それまでには何か出さないといけませんね。

委員 12月には市民の意見を聞くのですね。

座長 委嘱の期間までに何かを出して、パブリックコメントをいただくようにしましょうか。

事務局 7、8月までにワーキングを持って、9月、10月に結果を報告してもらいメンバー以外にも話を聞いていただければ。

委員 埋葬はどの分野ですか。火葬については多言語パンフレットで訳しましたが、やはり国や宗教によって埋葬方法は違います。

委員 ブラジルの場合、宗教ではなく習慣として半分以上の方が火葬を好みません。

委員 火葬の許可は市民課で、火葬場の管理は環境課です。

副座長 行政がいいと思います。

委員 定住化が進んでいるので、必ず柔軟な対応が必要になってくると思います。

委員 1000万人の受入れの話がありましたが、外国人がいるという生活を前提としてシステムを変えなければならない。労働力の確保という視点で移民政策を見ているので、問題が後から付いて回るんですね。外国人の問題を語るとき、合理的配慮、言い換えるなら正しい権利という概念、例えば障害者用のスロープを作るとき「正しい便宜供与を受ける権利」としてスロープを作る。外国人も同じように「私のコミュニケーション手段は英語です。あなたの方で

通訳を付ける権利を有します」というような、その人が持っている当然の権利、合理的配慮という概念がないのかな、と思います。いつまでも支援するのではなく自立するためのプロセスをどういう施策で持っていくのか。そういうことを考えると外国人施策が大分違ってくると思います。

座長 憲法で「国民」というのは日本国籍を持っている人という意味ではないという解釈も十分あり得るんです。「国民は納税の義務がある」とありますし。

委員 逆に納税をしていたら国民であると言い換えられる。

座長 あと英語版では「all people」です。日本語でも最初は「全て人は」だったそうです。

委員 国はそういうところまで配慮しないと、外国人が入ってくることは決まっているのですから、これから問題が出てくると思います。

委員 日本に働きに来ることができるブラジル人の日系は3世までです。4世は働くことができないう訳ですから、これからの人材を他に求めないといけない。おそらく今度からは日本語がこれだけできて、日本の文化をこれくらい知っている人、と条件を付けるでしょう。日本に来てから仲良くするのではなしに、来る前に、入口で選別するようになると思います。

座長 全体の会合は2か月くらい休みになると思うのですが、その間ワーキングで議論を深めてもらって、担当課と話をしてもらおうという作業をしてください。

### III その他

- ・ 日本ラチーノ学院訪問について（報告）※吉積委員、安委員より

◇4 その他

◇5 閉会